

(議長)

日程第17、議案第2号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第11号)について、日程第18、議案第3号、令和4年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について、日程第19、議案第4号、令和4年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、日程第20、議案第7号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第12号)については、関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました議案第2号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第11号)について、議案第3号、令和4年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について、議案第4号、令和4年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、議案第7号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第12号)についてでございます。

最初に、一般会計補正予算第11号につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る4事業、町道除雪対策、令和3年度の事業費精算に伴う返還金など、合計38事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1億1,277万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、60億7,605万9千円とするものでございます。

また、併せまして地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、国民健康保険費特別会計補正予算でございます。一般会計補正予算の事業でございます、マイナンバーカードの健康保険証利用に係る内容でございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、14万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8億1,616万9千円とするものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算でございますが、国民健康保険費特別会計同様、マイナンバーカードの健康保険証利用に係る内容でございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、5万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億4,026万4千円とするものでございます。

最後に、一般会計補正予算第12号でございますが、先程、行政報告にて申し上げました北辰運輸様からの寄附、文化会館の電話装置取替工事に係る補正でございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、246万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、60億7,852万5千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

始めに一般会計補正予算第11号について、議案書27ページからの補正予算構成表と各資料により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する4事業より、ご説明をさせていただきます。

まず、江差町公共交通事業者緊急経済支援事業です。資料3をご覧ください。コロナ禍において、厳しい経営状況となっている町内公共交通事業者に対し、地域公共交通の維持確保の一助として、保有台数に応じた支援金を函館バス株式会社と有限会社桜山ハイヤーへ支給するものです。補正額は300万円となります。

続いて、認定こども園感染対策物品補助事業です。資料4をご覧ください。昼食時に密を回避するための園児用テーブルと椅子を整備するため、認定こども園江差幼稚園へ補助するものです。補正額は62万7千円です。

続いて、感染予防対策物品購入事業です。資料5をご覧ください。高齢者施設等での感染拡大時に備え、抗原検査キットやフェイスシールドなどの感染防止物品を整備するものでございます。補正額は364万2千円です。

続いて、事業活動継続緊急支援金給付事業です。資料6をご覧ください。道が実施する道内事業者等事業継続緊急支援金支援事業の支給決定を受けた町内法人、または、個人を対象に事業活動の継続と経営の安定化を図ることを目的とする支援金を支給するものです。補正額は850万円です。

以上、臨時交付金に係る補正合計額は1,576万9千円、財源内訳は全額国庫支出金となります。

続きまして、34の一般補正事業となります。まず、役場庁舎空調機用塩害除去フィルター等交換です。庁舎各会に設置している空調機のフィルター交換を通じ、塩害除去や防塵を図るものでございます。補正額は62万7千円、全額一般財源となります。

続いて、町有大型車両車庫オーバースライダー改修工事です。資料7をご覧ください。大型車庫に3カ所あるオーバースライダーのうち、正面右側の3方枠とオーバースライダー本体の取替を行うものです。補正額は181万5千円、全額一般財源となります。

続いて、北の江の島構想推進です。当初予算において、その他特定財源等により温泉活用調査委託業務を行うこととしておりましたが、北海道より7月21日付けで補助金150万3千円の交付決定を受けましたことから、財源更正を行なうものでございます。財源内訳は道支出金150万3千円を増額し、その他特定財源150万円と一般財源3千円を減額するものです。補正額はプラスマイナスゼロ円となります。

続きまして、相続財産管理人選任申し立てです。資料8をご覧ください。本年5月に亡くなられた方について、相続人が無く親族からも葬儀等、一切の関わりを断られたことから、未払い金の支払いなど含め個人の財産処分等を行うため、相続財産管理人の選任について申し立てを行うものです。補正額は50万6千円、全額一般財源です。

次に、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還から28ページ上から4行目の令和3年度介護保険低所得者保険料軽減負担金精算事務までの13事業につき

ましては、事業費の生産に伴い、国または道へ返還するものでございます。補正額は、それぞれ記載されている金額で、財源は一般財源となります。

続いて、国民健康保険特別会計操出金、マイナンバーカードの健康保健証利用申込み支援事業分です。マイナンバーカードを健康保険証として利用するため、被保険者に対する周知リーフレット作成や、マイナーポータル申込みの操作支援登録を実施するための費用を特別会計へ繰り出すものです。補正額は14万3千円、全額一般財源です。

続きまして、後期高齢者医療特別会計操出金（マイナンバーカードの健康保健証利用申込み支援事業）分です。先程の国保会計への繰出し金同様に、被保険者への周知リーフレット作成に要する費用を特別会計へ繰り出すものです。補正額は5万2千円、全額一般財源です。

続いて、権利擁護事業費です。北海道より8月10日付けで権利擁護人材育成事業費補助金の交付決定がありましたことから、財源更正を行なうものです。一般財源で計上していた200万円を減額し、道支出金へ200万円計上することで、補正額はプラスマイナスゼロ円となります。

続きまして、障がい者自立支援給付審査支払等システム改修事業です。国が令和5年度に予定している障がい福祉関係データベースの稼働に向け、町が運用しているシステムの改修を図るものでございます。補正額は46万2千円、財源内訳は国庫支出金が23万1千円、一般財源が23万1千円となります。

続きまして、母子保健事業（幼児視力検査機購入）でございます。幼児期に弱視を発見し、治療へ繋げることが将来の視力向上に大きな影響を与えるとされており、当町が実施する3歳半健診の際に、弱視や遠視の危険因子をごく短時間で検知できる機器1台を導入し、早期発見治療へ繋げるためのものでございます。補正額は137万5千円、全額一般財源です。

続きまして、檜山地域人材開発センター宿泊棟雨漏り修繕です。資料9をご覧ください。宿泊棟の中庭面で発生している雨漏りを解消するため、水切り箇所修繕を行うものです。補正額は60万円、全額一般財源です。

続きまして、スマート農業推進事業です。資料10をご覧ください。農業用ドローンの導入により、傍受する際の大幅な作業時間の短縮と労力の権限に繋がることから、操作方法等の受講費用について2分の1以内を助成するものです。補正額は85万円、全額一般財源です。

続きまして、檜山2号林道排水施設維持管理です。資料11ページをご覧ください。土砂や落ち葉の堆積により側溝や道路横断排水施設等が機能していないことから、森林環境譲与税を活用しこれらの機能回復を図るものです。補正額は54万4千円、全額その他特定財源です。

続きまして、地場産材利活用推進事業です。資料12をご覧ください。田沢地区の桐の伐採製材を通じて木工材等への活用を図るため、森林環境譲与税を財源として事業実施するものです。補正額は168万3千円、全額その他特定財源です。

続きまして、藻場造成試験事業です。資料13をご覧ください。檜山漁協協同組合への

補助を通じ、藻場衰退要因を検証するための単管礁をかもめ島ごろべえ浜前に設置するものです。補正額は22万円、全額一般財源です。

次に、かもめ島樹木伐採剪定委託業務です。資料14をご覧ください。かもめ島上に上る瓶子岩前の階段沿いに生育している樹木の伐採剪定を通じ、近接する民家等の安全対策を講ずるものです。補正額は95万1千円、全額一般財源です。

次に、町道除雪対策です。除雪に要する臨時作業員の雇用や融雪剤等、資材の購入、防雪柵設置及び除雪の委託等を通じ、安全通行の確保を図るものです。補正額は4,889万8千円、全額一般財源です。

次に、行政組合分担金（消防指令車購入）です。平成13年に配備し、21年が経過した現在の指令車は走行距離が19万キロを超過しているなど、エンジンの劣化に加え修理による部品等が不足している状況となっていることから、新たな指令車を購入するための分担金を補正するものです。補正額は857万7千円、財源内訳は地方債640万円、一般財源210万7千円です。

次に、行政組合分担金（サイレン吹鳴制御装置親局更新）です。平成27年度の運用開始後、メーカー推奨の耐用年数6年を経過したことから、昨年度に引き続き吹鳴制御装置親局全4台のうちの1台の更新に要する分担金を補正するもので、これにより半分の親局の更新を終えることとなります。補正額は242万円、全額一般財源です。

続いて、行政組合分担金（防火水槽補修工事）です。昨年11月に整備点検を行った際、伏木戸町防火水槽内の水が低下していたことから調査を行ったところ、内部の亀裂やコンクリートの剥離等が確認されましたことから補修工事を行うための分担金を補正するものです。補正額は107万7千円、全額一般財源です。

続きまして、学習支援用スキー用具整備です。合同会社ユーラスえさし風力様より、学校教育振興のためにいただいた指定寄付金を基に昨年度に引き続き、学校スキー事業等で活用するためのスキー用具を整備するものです。補正額は183万4千円、財源内訳はその他特定財源160万円、一般財源23万4千円です。

続きまして、運動公園野球場1、3塁連絡通路屋根改修工事です。15をご覧ください。球場本部に通ずる両側通路の腐食が激しいことから、改修工事を行うものです。補正額は506万円、全額一般財源です。

一般事業補正、34事業の合計額は9,700万8千円、財源内訳は、ご覧のとおりとなります。

以上、一般会計補正（第11号）の合計額は、1億1,277万7千円、財源内訳はご覧のとおりです。

続きまして、33ページ、第2表地方債補正をご覧ください。消防指令車を追加するものでございます。限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりとなっております。

続きまして、議案第3号の国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。議案書49ページ、補正予算構成表をご覧ください。マイナンバーカードの健康保健証利用申込み支援事業ですが、先程説明しましたとおりですので、内容は

割愛させていただきます。補正合計額は14万3千円、全額その他特定財源となります。

続きまして、議案第4号の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。議案書61ページ、補正予算構成表をご覧ください。マイナンバーカードの健康保健証利用申込み支援事業です。先程も説明させていただきましたので、内容は割愛させていただきます。補正合計額は5万2千円、全額その他特定財源となります。

続きまして、議案第7号の江差町一般会計補正予算（第12号）についてご説明します。議案目次その2の3ページをご覧ください。生涯学習スポーツ推進（スポーツ少年団活動補助）です。株式会社北辰運輸様からいただいたスポーツ振興に関する指定寄付金を基にスポーツ少年団活動への補助を行うものです。補正額は100万円、全額その他特定財源です。

続きまして、文化会館電話装置取替工事です。追加資料の19をご覧ください。文化会館及び図書館の電話装置が経年劣化により故障し、修理できない状況となりましたことから、装置及び電話機の取替工事を行うものです。補正額は146万6千円、全額一般財源です。

以上、補正合計額は246万6千円、財源内訳はご覧のとおりとなります。

これもちまして、説明を終わらせていただきます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい。議長。

（議長）

小野寺議員。

「小野寺議員」

議案第2号、一般会計補正予算、恐縮ですが、土木費、町道除雪費、お聞きします。

冬の到来が考えてみたら、10、11、12、もう目の前です。この間、何回か取り上げました。町道の除雪によってバス停のところに雪がかかる。本当はバス停の問題全体を取り上げたいんですが、そうすると今回の補正とは別というふうに言われるかも知れませんが、とりあえず町道の除雪に関して絞ってお聞きします。本当は関係課でもあれば答えて欲しいんですが。結局、どうなったんでしょうか。この間、本当に課長申し訳ないんですが、冬にバス停に行きたくても雪があって行けない。町道の除雪で行けない。除雪でなくても雪が降ってバス停の所でバスに乗れない。などなどなど、多くの課題についてはこの間、言いました。結果的には公共交通会議の中でも取り上げました。いずれにしても

本来であれば、全体的な問題かも知れませんが、まず、町道の除雪ということに関してどういうふうにこの1年と言いません、半年というか対策取られていたのか。もし可能であれば、バス停そのものがどういうふうにしようとしているのか、函バスとどんな協議したのか、江差町としてどうしているのか、地域の力を借りようとしているのか、などなどなど、本当に高齢者困っています。お答え下さい。

(議長)

はい。建設水道課長。

「建設水道課長」

小野寺議員から、除雪の関係、バス停の除雪の関係、以前から質問いただいておりますけども、基本的には町道除雪直営でやっている除雪に関しましてはですね、公道のまず通れるようにするというのは前提の除雪でございます。バス停に関しましては全てやっているかどうかはちょっと把握しておりませんが、バス事業者の函バスさんの方でですね、小さいショベルを持ちながら除雪をしております。ただ、議員ご承知のとおりですね、すべてのバス停をやられているというような状況でもありませんし、実際は追いついていないような状況にあるのかなというふうに思っております。

今後また、近くなりましたらですね、少し継続的に協議をしてまいりたいなというふうに考えてございますけども、町の除雪の中でバス停を適宜あけていくというのは、非常に厳しいような状況だと思っておりますので、また、バス事業者の方と協議させていただきたいと思っております。

以上です。

(議長)

いいですね。小野寺議員。

「小野寺議員」

この間、去年というより、今年、例えば公共交通会議でも取り上げました。この議会でも取り上げました。私は、直接、函バス江差営業所の代理でしょうか、の方とも意見交換しました。多分、担当の方でもいろいろやっている。それから、公共交通会議の立場でも副町長といろんな協議していると思うんですよ。ですから、これから協議する訳ではなくて、この間、どういう論議になって江差町としてどうしようとしているのか、いやいや残念ながら今までどおりと同じですと。だったら、それで、私、そのそれぞれの高齢者、バス停まで行く、ゆるくない方については、別な方法も含めて私としてやらなければならないことあるんですよ。町内会、NPOなどなどなど。議員とはまた違った立場でですね、だからできないことはできない、言って下さいよ。

(議長)

よし。わがった。建設水道課長。

「建設水道課長」

この間もですね、函バスさんの方とは、我々も協議をしてございます。基本的にはバス会社の方で対応するというところでございます。ただ、先程も言いましたとおりですね、手が回っていないというのが函バスさんの担当としてもそういうことを申し上げておりましたので、全てにおいて対応できているような状況ではないというふうに思っております。

以上です。

(議長)

いいですか。小野寺議員、いいですか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

だから、わかりました。ですが、あと、副町長、もう仕方がないと、我慢して下さいねと、ということですか。

(議長)

副町長。

「副町長」

少し、オブラートに包んだような答弁になっちゃうかも知れませんが、町道だけの当然バス停の問題ではないというのは、小野寺議員も押さえていただきたい。それから、当該地区の小野寺議員のおっしゃるのは、町道のいわば南が丘であったり、それはターミナルからずっと町道間、そういったところでの昨年から今年の大雪での苦情等も含めてですね、自治会の方へのいろんな相談があったんだろうなというふうに思っています。

今、この場でですね、できませんとか、できるとかということではなくて、交通会議でもご質問いただいた立場でございますので、非常に歯切れが悪いんですけども、そこをやるとするならば外注がどこまできくのか。それから町道だけの問題なのか、道道もあるし、国道もあるしと、こういったところで、ただ一度だけお約束できるのは、どの時点でできるのかあれですけども、それは国道管理者、道道管理者、町道管理者、バス会社含めて、

こういった問題が現実として江差町だけではないんでしょうけども、こういう問題があるんだけどもどういう方策が見出せるのかということ、経費の問題ではなくてですね、できないものはできないものになるのかも知れませんが、そういった議論の場は、設定したいなどこのように思っています。

以上でございます。

(議長)

はい。薄木議員。

何ですか。

「薄木議員」

引き続き除雪問題で、お伺いします。

愛宕町の藤谷旅館さんの隣の建物、ありますよね。あれが道路にはみ出していますよね。これから、まだ雪降るまで2か月くらいあるんですけれども、このままの状態での除雪はちょっと難しいし、現在の地権者との話し合い、それから町としてはどうするか、そこをちょっと教えていただけますか。

「総務課長」

愛宕町の特定空き家でのご質問でございます。

今現在、道路半分ほど、通行規制をかけながら処置をしているところなんですけれども、あそこの空き家につきましては、命令書を所有者、あるいは所有者だった方の相続人の方、全員の方に処置命令ということで、命令書を送付させていただきました。内容につきましては、端的に言うと危険危ないですから何とかして下さい。除去、除却をするようにというような命令書になります。

それで所有者でございますけども複数人ございまして、10人以上所有者の方がございまして、その辺の調整で少し時間がかかっているということでございます。町の方にも連絡しましたが、解体する方向でほぼ全員合意できたんですけれども、もう少し経費の部分で時間がかかるということで10月31日までということで、今のところ、その期限を設けて進めているところでございます。

10月31日、その当たりになりましたら、また、都度、都度と言いますか、町として判断していきたいとそのように考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

(議長)

はい。

他に質疑希望ありませんか。

誰。室井議員。

「室井議員」

はい。いいですか。

議長：室井議員、押すボタンね、今、壊れ出るの。

室井議員：押してるよ。

議長：押すボタン、壊れているの。

室井議員：壊れているの。本当、ごめんね。

議長：うん（笑）。

建設課長、今除雪の問題、いいですか。今年は多かったね。雪かきしている間から、後からくる。これは止むを得ないんですよ。いいですか。除雪の第1の目的は、救急車両、消防車、スムーズに通れる、ですね、そうでないですか。そしてバス停でもどこでもやりたいでしょう。排雪でも何でも。人いますか。重機ないんですよ。私達も借りようとして、タイヤショベルない。厳しいんですよ。だからね、なにも課長、やりたい気持ちを持っているんだ。だけど、第1次は、第1次はですね、消防車、救急車、スムーズに通せると。それが建設水道課の役目でしょう。いいですか、そのことをしっかり認識して、そして、早め目にもし役場の重機で間に合わなければ、リース会社に連絡してね、小さいタイヤショベル今年2台くらい欲しいんだとか、やっぱり予約しておくとか、そういうちょっとした知恵が必要だと思いますから、そういうことを検討してもらいたいと思いますけど、如何ですか。

「建設水道課長」

室井議員からご指導もいただきまして、確かに昨シーズン多い状況で排雪もだいぶやらせていただきましたけども、なかなか追いつかない状況でございました。小さいショベルにつきましてはですね、毎年12月から3月まで1台借りることで、毎年そういうような処置をとらせていただいていますし、リース会社の方にはですね、4トンダンプのキープもさせていただいているところでございます。

今年につきましてもですね、早目、早目に手配をしていきたいなというふうに考えてございますので、いろいろとご協力をよろしく願いいたします。

（議長）

はい。いいですね。

はい。飯田議員。

「飯田議員」

幼児視力検査費購入事業であります。先程説明では、これは、3歳未満児の弱視の早期発見に繋げる事業ということでございますけれども、これは、検査技師は町担当の方にはいらっしゃるのでしょうか。それとも技師がいなくてもこれは検査可能なのかどうかと。

併せてですね、乳幼児も3歳未満児もそうですけども、最近の小学校低学年、学校ではパソコンですとかタブレット、スマホ、そういう操作でだいぶ弱視化が進んでいるという実態があるんですね。この機器によってそういうような乳幼児3歳未満児だけでなく、小学校低学年あたりも検査できる機器なのかどうか、お答えいただきたいと思います。

(議長)

はい。健康推進課長。

「健康推進課長」

まず、検査の機器に関しましての質問でございますが、技師は必要ありません。保健師の方で機械を持って、その機械を子どもさんに覗いてもらうというか、そういうような物になっております。

今現在は、3歳6か月健診の時に所謂「C」と書かれていたランドルト環というようなもので検査をしております。この機械を使うことで、もう少し低年齢の方、低年齢の健診でも使うことができるというふうに言われているものでして、小学校の低学年の方等々も利用していく、利用というか、使うことは可能なものになっていきます。

どのような使い方が効果的なのかというところは、養護教諭の先生方とも含めながら検討していきたいなと思っております。

(議長)

はい。いいですね。

「飯田議員」

はい。

(議長)

はい。質疑希望ありませんか。

なした。何も言ってないが。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第2号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第11号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第3号、令和4年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてを、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第4号、令和4年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第7号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第12号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。